

## 請求書等の押印省略について

### 1. 目的

社会全体における DX の進展等に伴う「押印による確認」から「やり取りにおける確認」という考え方への変化に対応するため。

### 2. 変更内容

区民・事業者から区へ提出される請求書について、以下のとおり請求書の押印省略を可能とする。

- ①原則、区と区民・事業者との間で、請求書受領までのやり取り等において、正当な債権者の確認が行われていることをもって請求書の押印省略を可能とする。
- ②例外として、契約書に基づく案件は、件数・金額等の面を考慮し、請求書に書類発行責任者等の記載がある場合に押印省略を可能とする。

※なお、押印を廃止する趣旨ではないので、従来どおり押印した請求書も可能とする。

### 3. 実施スケジュール

令和6年2月1日：改正会計事務規則施行、運用変更開始

### 4. 想定される効果

- ・区民・事業者の押印等の負担軽減
- ・DX 推進への寄与
- ・区の事務負担軽減

### 5. その他

- ・今回の運用変更にあたり、会計事務規則の改正を行う。
- ・見積書・債権者登録書・検査証についても押印を見直し、押印省略を可能とする。
- ・なお、今回の押印省略の取組については、品川区 DX 推進基本方針（令和4年4月策定）のもと、令和5年度第3回 DX 推進戦略会議（令和5年12月14日開催）で了承された「押印の見直しの実施」に基づき運用変更を行うものである。